

# いいの事務所 ニュース

Iino Management &amp; Labor Consulting Office

2017/09/10

VOL.75

## ● 東京都は958円 最低賃金額2017.10.1改正

東京都の最低賃金額は、現行の時間額932円を26円引き上げて、958円に改正されることとなりました。なお、効力発生日は平成2

9年10月1日となります。

また近隣各県の最低賃金額は、以下の通りとなっています。

県名	時間額 (引上げ額)	効力発生日 (予定)
神奈川県	956円 (26円)	10月1日
埼玉県	871円 (26円)	10月1日
千葉県	868円 (26円)	10月1日
山梨県	784円 (25円)	10月13日

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆動手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。また、最低賃金額以上となっているかどうかは、

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。月給制の場合は、【月給÷1箇月平均所定労働時間≥最低賃金額(時間額)】の式によって確認します。

## ● 平成28年度「個別労働紛争解決」施行状況

東京労働局から「個別労働紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争の解決を図る制度の平成28年度の施行状況の概要について以下の通り発表されました。なお、相談、助言・指導、あっせんのいずれにおいても、いじめ・嫌がらせに関するものが依然として最も多

く(4年連続相談件数トップ)、特に、助言・指導においては43.8%増加しています。

また、平成29年1月1日施行された改正育児・介護休業法に関する問い合わせや相談が多数あった影響で総合労働相談件数が大幅に増加しています。

### 【相談、助言・指導、あっせん件数】

○総合労働相談件数	179,819件 (前年比47.9%増)
うち民事上の個別労働紛争相談件数	29,028件 (前年比14.6%増)
うち均等三法関係相談件数	26,980件 (前年比99.7%増)
○労働局長による助言・指導の申出受付件数	738件 (前年比13.4%増)
○紛争調整委員会によるあっせん申請受理件数	1,150件 (前年比11.5%増)
○労働局長による紛争の解決援助の申出受付件数	109件 (前年比45.3%増)
○紛争調整委員会による調停申請受理件数	16件 (前年比220.0%増)

「育児・介護休業法」は、本年1月にも改正されたところですが、新たに10月1日施行の改正が行われたところ。前回の改正も今回の改正も「育児・介護休業法」変更を伴う改正となっています。

なお、あっせん手続が終了した件数における紛争当事者双方のあっせんの参加率は63.0%、その合意率は43.0%となっています。全国平均よりも高い率で合意にまで至っています。いずれのご相談もいいの事務所までお願い致します。

## ● 労基法改正案（特別条項による延長できる時間の見直し）

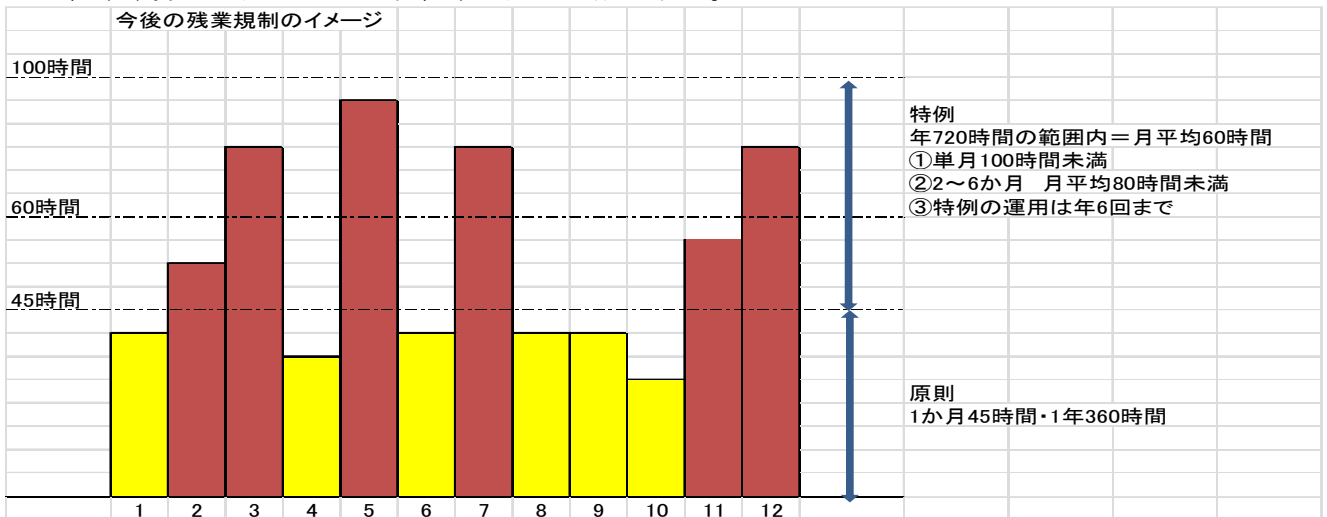
「働き方改革」の柱の一つである『長時間労働の解消』。現在、特別条項付 36 協定を締結した場合に、延長できる時間外労働時間の上限は青天井となっています。この時間外労働の上限を罰則付きで設けることが労基法改正案として 2019 年 4 月施行を目指し、検討されています。

その内容は…  
週 40 時間を超えて労働できる「時間外労働時間の限度」を原則として、現行の範囲内である「月 45 時間、かつ、年 360 時間」とし、次に掲げる特例を除いて罰則を科すこととしています。

### 特例)

臨時的な特別の事情がある場合として、労委協定を結んだ場合においても上回ることでできない時間外労働時間を「年 720 時間（＝月平均 60 時間）」とし、年 720 時間の範囲において「最低限上回ることでできない上限」を以下の通りとしています。

- ① 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の平均でいずれにおいても、休日労働を含んで、80 時間以内を満たさなければならない。
- ② 単月で、休日労働を含んで、100 時間未満を満たさなければならない。
- ③ 上記に加えて、時間外労働の限度の原則は、月 45 時間、かつ、年 360 時間を上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年 6 回を上限とする。



## ● 「無期転換ルール」への対応できていますか。

2013 年 4 月 1 日から通算して、5 年を超えた「有期労働契約」を更新した場合に、労働者の申出により「無期労働契約」に転換します。となるのは 2018 年 4 月 1 日以降の契約更新からはいよいよこの改正が現実的となってきます。つ

まり、何の対応もしていないと「契約社員」という「契約期間の定めのない社員」が生じることとなります。まだ、対応されていない方は急ぎ当事務所にご相談下さい。

